

6-1

大学管理制度についての声明

昭和38年1月23日

日本学術会議第38回総会

本会議は、第5期において、国立大学管理制度の問題につき審議を重ね、数次にわたり勧告、声明、申し入れを行なってきた。

いま、われわれは、本会議第6期会員による最初の総会に際し、前期において本会議が政府に対して行なつた勧告、声明および申し入れの趣旨を確認するものである。

右声明する。

6-2

庶務第69号 昭和38年2月11日

文部事務次官 内藤 誉三郎 殿

日本学術会議会長 朝永 振一郎

(写送付先：総理府総務長官、科学技術庁事務官、中教審会長)

「大学管理制度に関する中央教育審議会中間報告の問題点」について(申入)

本会議は、大学管理制度に関する中央教育審議会中間報告について本会議学術体制委員会を中心に討議の結果、その問題点を別紙のとおりとりまとめましたのでここにお送りします。

大学管理制度に関する中央教育審議会中間報告の問題点

さきに中央教育審議会が大学管理制度について政府に対して行つた中間報告(以下報告と略称する)は、問題の文部大臣の拒否権については明確な発言をしていないが、学内管理機構については、学長の権限を著しく強化し、学部教授会の自治機能を縮小しようとしている。また、その趣旨にそつた制度を細部に亘つて画一的に法制化することを要請している。

日本学術会議は、さきの勧告において、(1)大学の自治は教授会をもつてその基本的な機関とし、評議会は全学的事項に関して各教授会に代つて意思決定をする機関とすべきであるとしており、また、(2)大学管理に関する法規の整備は最少限の原則的事項に止めるべきであるとしている。

この二点において、報告は、学術会議の勧告と著しく異つている。なお、報告には学術会議の勧告で触れていない点があり、また勧告で要請した点で、報告が触れていない点もある。それらをも含めて、特に重要な問題点は次の諸点である。

(1) 文部大臣の拒否権

文部大臣の大学人事に関する拒否権については、報告は直接には明言をしていないが、文部大臣の職責の項において、これに関連して、文部大臣の拒否権をみとめると解されるおそれのある表現をしている。もしそのように解されて、文部大臣の拒否権の発動をみとめるような法規が作られるならば、大学自治の根本をくつがえすことになるであろう。

(2) 学長の選考と任期

報告は、学長の選考について、(1)まず評議会で複数候補者を選び、(2)それについて教授のみによる投票を行う、という制度の法制化を要請している。このような方法は非民主的であり、いわんやそれを唯一の方式として法制化することは、慣行を無視するものである。